

# 日本自転車振興会・日本小型自動車振興会について

平成17年2月22日  
経済産業省

## <目次>

1 - 1 . 競輪の実施状況	2
1 - 2 . 競輪事業の推移	4
1 - 3 . 競輪の売上金の使途	5
2 - 1 . オートレースの実施状況	6
2 - 2 . オートレース事業の推移	8
2 - 3 . オートレースの売上金の使途	9
3 - 1 . 競輪事業の活性化	10
3 - 2 . オートレース事業の活性化	12
3 - 3 . 諸外国における公営ギャンブルの実施状況	14
4 . 競輪・オートレースの実施体制	18
5 . 施行業務の効率化	19
6 - 1 . 日本自転車振興会の概要	20
6 - 2 . 日本小型自動車振興会の概要	21
7 . 組織の見直しに当たっての論点	22
8 . 日本自転車振興会と日本小型自動車振興会の統合	23
9 . 補助事業の透明性・効率性の確保	25
10 . 競輪・オートレースの公正な実施	27

# 1 - 1 . 競輪の実施状況

〔根拠法〕

・自転車競技法(昭和23年法律第209号)

〔競輪施行者数〕

・61施行者(7府県、47市、1村、6一部事務組合)

〔競輪選手数〕

・3,755人(S級1班・2班、A級1班～3班)

〔競輪場数〕

・47か所

〔場外車券売場数〕

・42か所(専用場外:35か所、前売専用場外:7か所)

〔競輪開催の回数・日数(平成15年度)〕

・609回、3,437日

〔競輪の種類〕

・7種類(GP、G、G、G、F、F、施設等改善競輪)

〔車券の種類〕

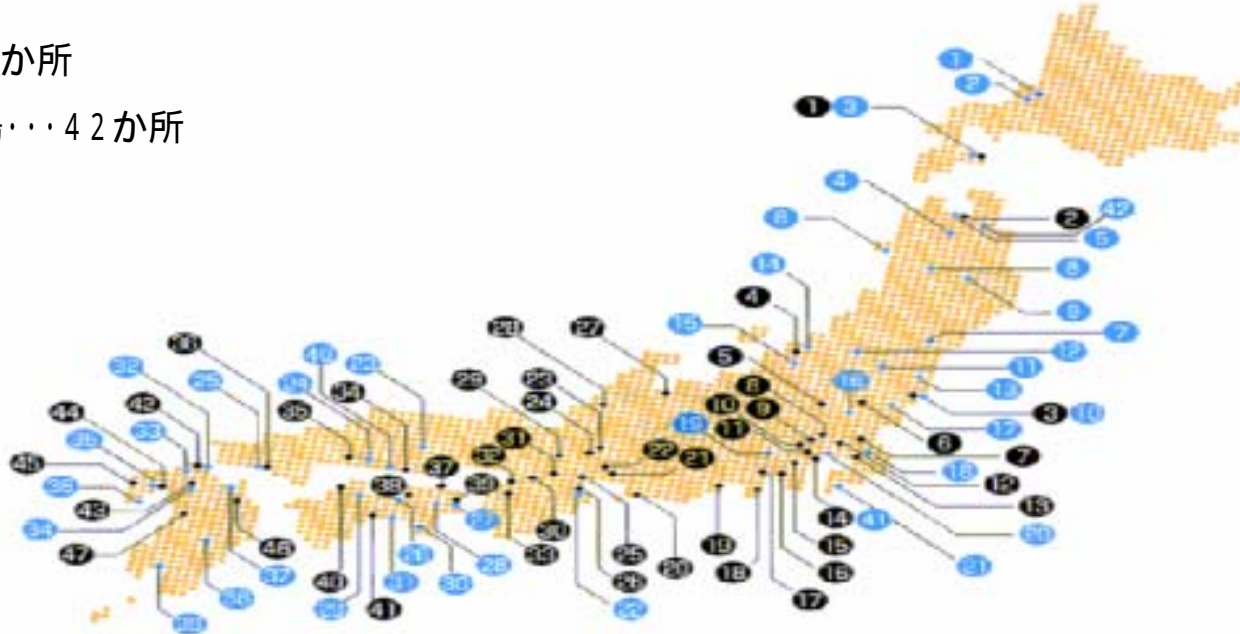
・7種類(2枠複、2枠単、2車複、2車単、3連複、3連単、拡大2連複(ワイド))

# (参考) 競輪場等の所在地

平成17年2月1日現在

競輪場・・・47か所

場外車券売場・・・42か所



## ■ 競輪場

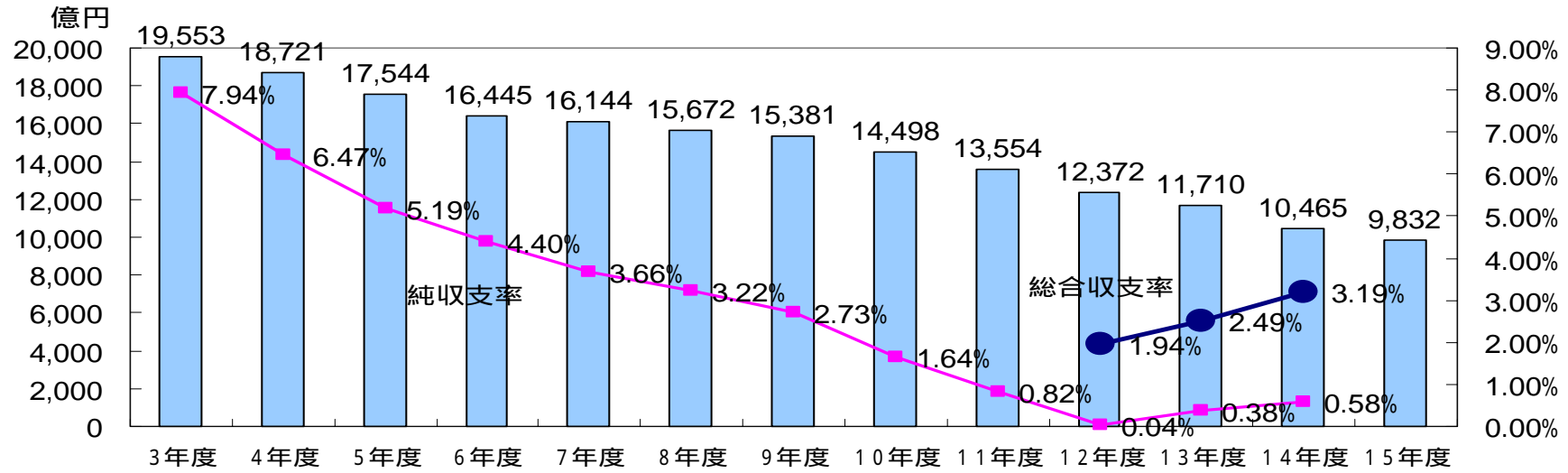
- |        |         |       |
|--------|---------|-------|
| ① 函館   | ②③ 豊橋   | ④ 小松島 |
| ⑤ 青森   | ⑥⑦ 名古屋  | ⑧ 松山  |
| ⑨ いわき平 | ⑩ 一宮    | ⑪ 高知  |
| ⑫ 弥生   | ⑬ 岐阜    | ⑭ 小倉  |
| ⑮ 前橋   | ⑯ 大垣    | ⑰ 久留米 |
| ⑱ 宇都宮  | ⑲ 四日市   | ⑳ 武雄  |
| ㉑ 取手   | ㉒ 松阪    | ㉓ 佐世保 |
| ㉔ 大宮   | ㉕ 富山    | ㉖ 別府  |
| ㉗ 西武園  | ㉘ 蕨井    | ㉙ 熊本  |
| ㉚ 立川   | ㉛ 大津びわこ |       |
| ㉜ 京王園  | ㉝ 奈良    |       |
| ㉞ 松戸   | ㉟ 京都内日町 |       |
| ㊱ 千葉   | ㊲ 岸和田   |       |
| ㊳ 川崎   | ㊴ 和歌山   |       |
| ㊵ 花月園  | ㊶ 玉野    |       |
| ㊷ 平塚   | ㊸ 広島    |       |
| ㊹ 小田原  | ㊺ 防府    |       |
| ㊻ 伊東温泉 | ㊼ 高松    |       |
| ㊽ 静岡   | ㊾ 観音寺   |       |

## ■ 専用場外

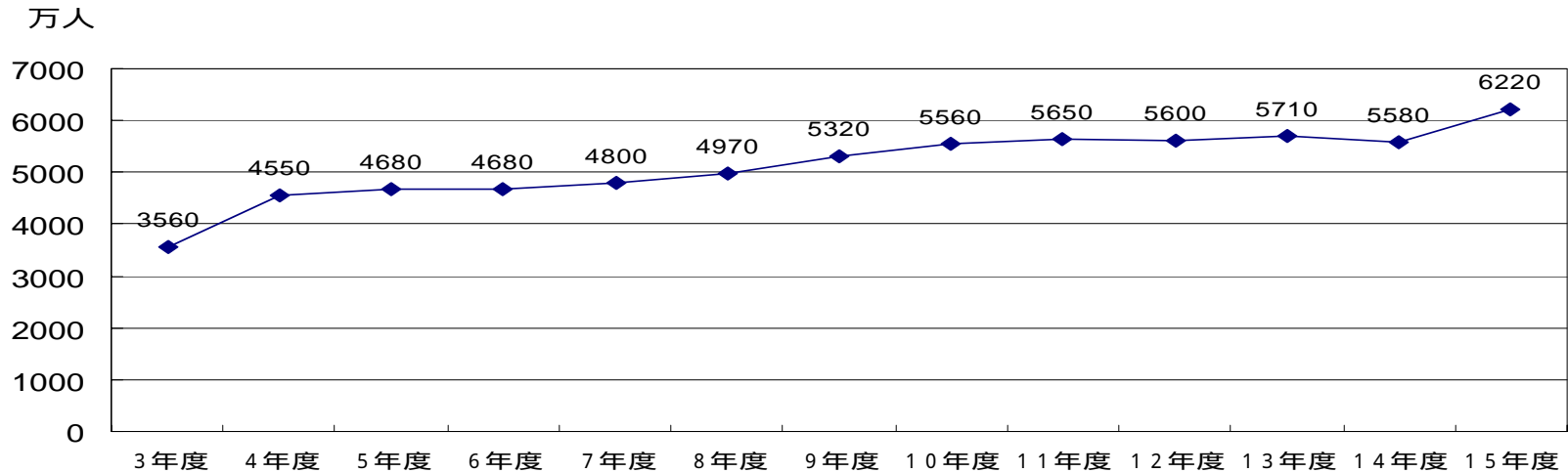
- |                |                |
|----------------|----------------|
| ① サテライト石狩      | ② 川越場外         |
| ③ 札幌場外         | ④ サテライト津山      |
| ⑤ 松風町SC        | ⑥ サテライト山陽      |
| ⑦ 藤崎場外         | ⑧ 防府駅前SC       |
| ⑨ 青森前売SC       | ⑩ 園遊前売SC       |
| ⑪ サテライト男鹿      | ⑫ 江田SC         |
| ⑬ サテライト大和      | ⑭ 鶴島SC         |
| ⑮ サテライト六郷      | ⑯ サテライトこまつ     |
| ⑰ サテライト石高谷     | ⑱ サテライト安田      |
| ⑲ いわき平場外       | ㉑ サテライト南国      |
| ㉒ 岡山場外         | ㉓ ハピジョンアターキー   |
| ㉔ サテライト会津      | ㉕ サテライト北九州     |
| ㉖ サテライトがしま     | ㉗ サテライト久留米     |
| ㉘ 新潟場外         | ㉙ サテライト武雄      |
| ㉚ サテライト中越      | ㉛ サテライト長崎      |
| ㉜ ウィンドーム羅林     | ㉝ サテライト宇佐      |
| ㉞ サテライト水戸      | ㉟ サテライト宮崎      |
| ㊱ サテライトしおぞい原   | ㊲ サテライトみぞべ     |
| ㊳ サテライト双葉      | ㊴ サテライト笠置      |
| ㊵ ラ・ピスタ新橋[会員制] | ㊶ サテライト横浜[会員制] |
| ㊷ サテライト朝川      | ㊸ サテライト六戸      |

# 1 - 2 . 競輪事業の推移

## 競輪の売上額と施行者収支率



## 競輪の利用者数



(注1) 利用者数 = 本場入場者 + 電話投票 + 場間場外 + 専用場外

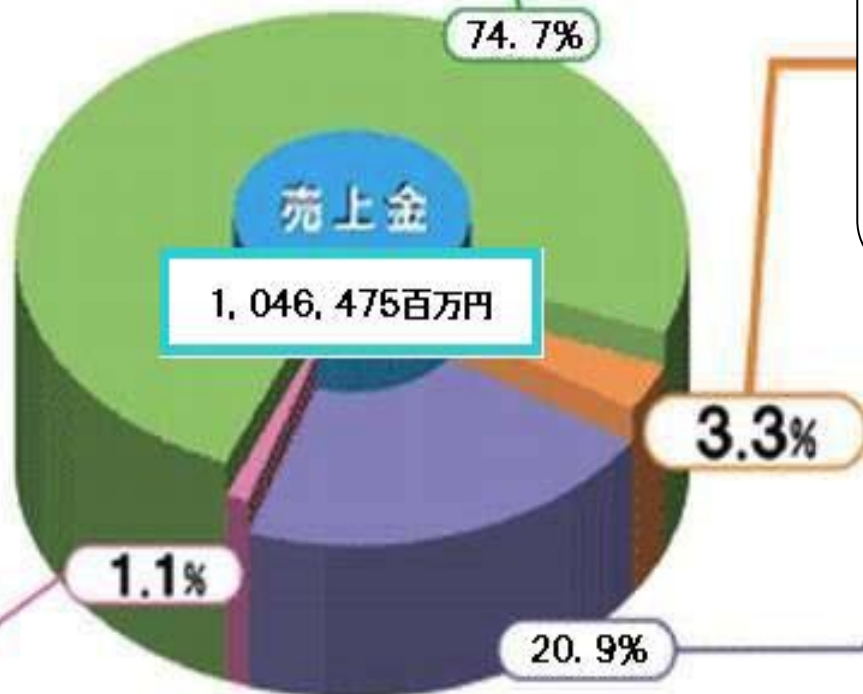
(注2) 純収支率とは、レースを開催している競輪場(本場)における車券の売上、他の競輪場・専用場外車券売場における当該レースの車券の売上を施行者の収入として取り扱った場合の収支率。

(注3) 総合収支率とは、上記に加え、他の競輪場で開催しているレースの車券販売を行った場合の受託収入等を施行者の収入として取り扱った場合の収支率。

# 1 - 3 . 競輪の売上金の使途

平成14年度実績

的中車券への払い戻し



売上金  
1,046,475百万円

日本自転車振興会への交付金

<内訳>

- ・1号交付金:1.6%  
(機械工業振興補助事業)
- ・2号交付金:1.4%  
(公益事業振興補助事業)
- ・3号交付金:0.3%  
(選手の登録、訓練等のための費用)

競輪施行者(地方公共団体)の収入

<内訳>

- ・開催経費  
(人件費、広告宣伝費等)
- ・純収入

公営企業金融公庫への納付金(地方財政法に基づく納付)

## 2 - 1 . オートレースの実施状況

〔根拠法〕

・小型自動車競走法(昭和25年法律第208号)

〔オートレース施行者数〕

・8施行者(2県、5市、1町)

〔オートレース選手数〕

・511人(S級、A1級・A2級、B1級・B2級)

〔オートレース場数〕

・6か所

〔オートレース開催の回数・日数(平成15年度)〕

・85回、684日

〔オートレースの種類〕

・5種類(SG、G、G、普通開催、施設等改善レース)

〔車券の種類〕

・7種類(単勝、複勝、2連単、2連複、3連単、3連複、拡大2連複(ワイド))

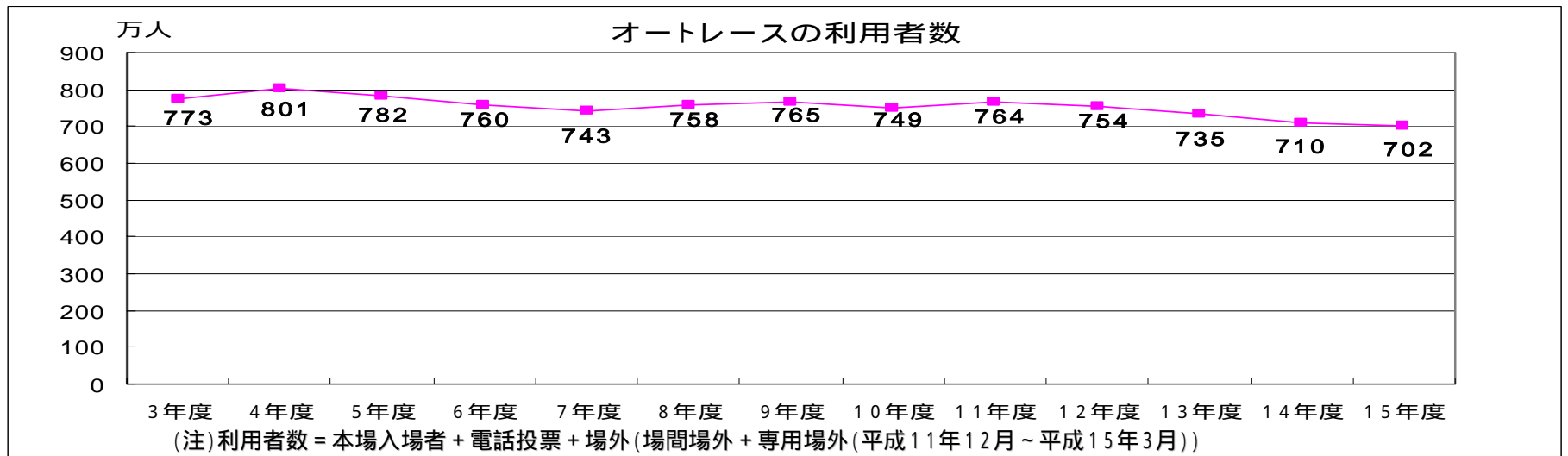
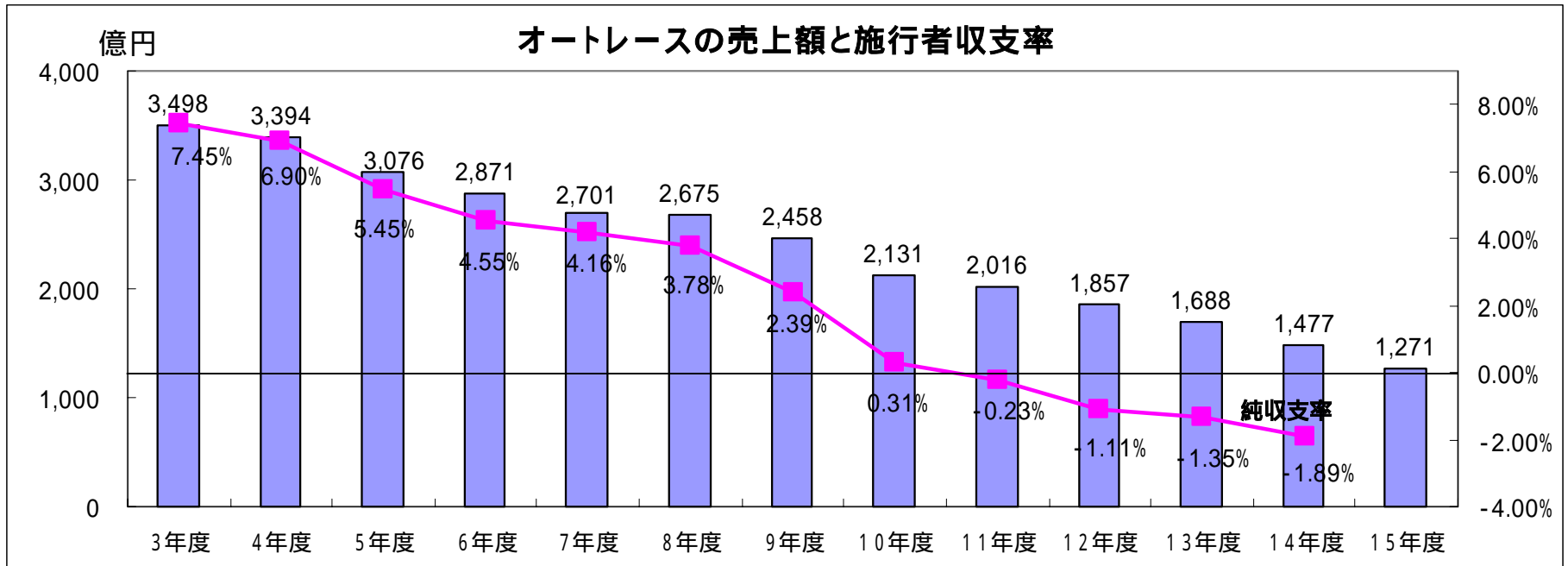
# (参考) オートレース場の所在地

平成17年2月1日現在





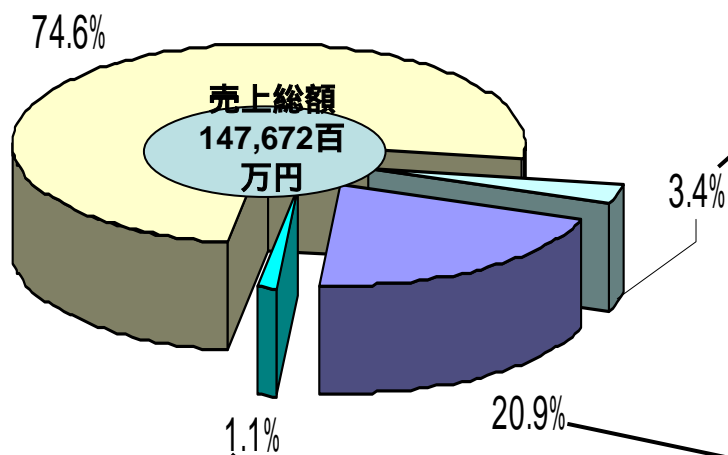
## 2 - 2 . オートレース事業の推移



## 2 - 3 . オートレースの売上金の使途

的中車券に払い戻し

< 平成14年度実績 >



日本小型自動車振興会への交付金

< 内訳 >

- ・1号交付金: 1.6%  
(機械工業振興補助事業)
- ・2号交付金: 1.3%  
(公益事業振興補助事業)
- ・3号交付金: 0.5%  
(選手の登録、訓練等のための費用)

競輪施行者(地方公共団体)の収入

< 内訳 >

- ・開催経費(人件費、広告宣伝費等)
- ・純収入

公営企業金融公庫への納付金(地方財政法に基づく納付)

## 3 - 1 . 競輪事業の活性化

「競輪事業の再興に向けて - 新生競輪の確立 - 」(平成13年12月産構審競輪小委員会報告)を受け、平成16年度までの3年間で改革期間とした構造改革プログラムを実施。

### ・魅力ある競輪の実現

- 新投票法(ワイド、三連勝)の拡大
- 場間場外、専用場外、電話投票の拡充、インターネット投票の導入
- 広報宣伝の強化

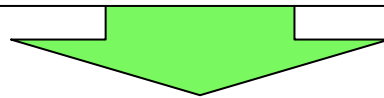
### ・経営基盤の強化・確立(およそ20%のコストダウン)

- 人件費の適正化
- 包括的外部委託の推進

平成16年度に1兆円の売上でも4%程度の収益を目指す。

平成14年度から「新番組基本構想」に基づき、番組についてはGP・GI・GII等のグレード制の採用、選手制度については2層5班制(従来は3層9班制)の導入等を実施。

平成10年度に函館競輪場でスタートしたナイトー競輪の開催を拡大。(現在7場)



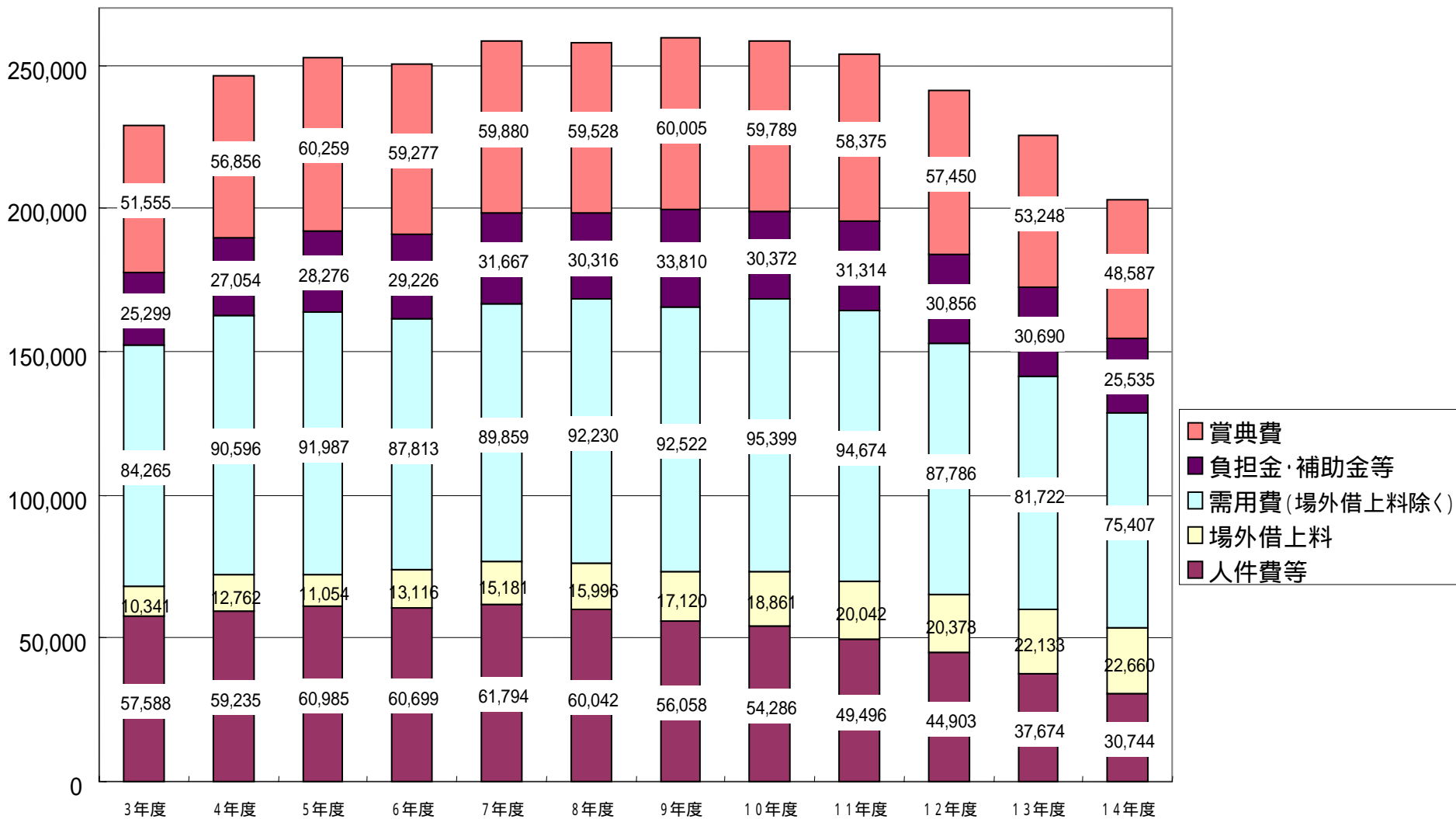
平成14年に「自転車競技法」を改正し、交付金の引下げを行ったこともあり、

- ・施行者の総合収支率の向上(平成12年度 1.9% 平成14年度 3.2%)
- ・赤字施行者の減少(平成12年度 26施行者 平成14年度 15施行者)

など、全体として施行者に収益が出る体制に移行しつつあるところ。

# (参考) 競輪開催経費額内訳の推移

百万円



## 3 - 2 . オートレース事業の活性化

「オートレースの構造改革について」(平成13年12月小型自動車競走運営協議会報告)を受け、構造改革の取組みを推進。

- ・オートレース再生に向けた緊急プログラム(1年の間に着手すべき課題)
  - 専用場外、電話投票の拡充、インターネット投票の導入
  - 広報宣伝の強化
- ・オートレースの安定的・持続的運営を目指すプログラム
  - 新投票法(ワイド、三連勝)の拡大
  - 場間場外の充実
  - ビジネスマインドに徹した事業運営の実現(およそ27%のコストダウン)

平成16年度に  
1600億円の売  
上でも2%程度  
の収益を目指す。

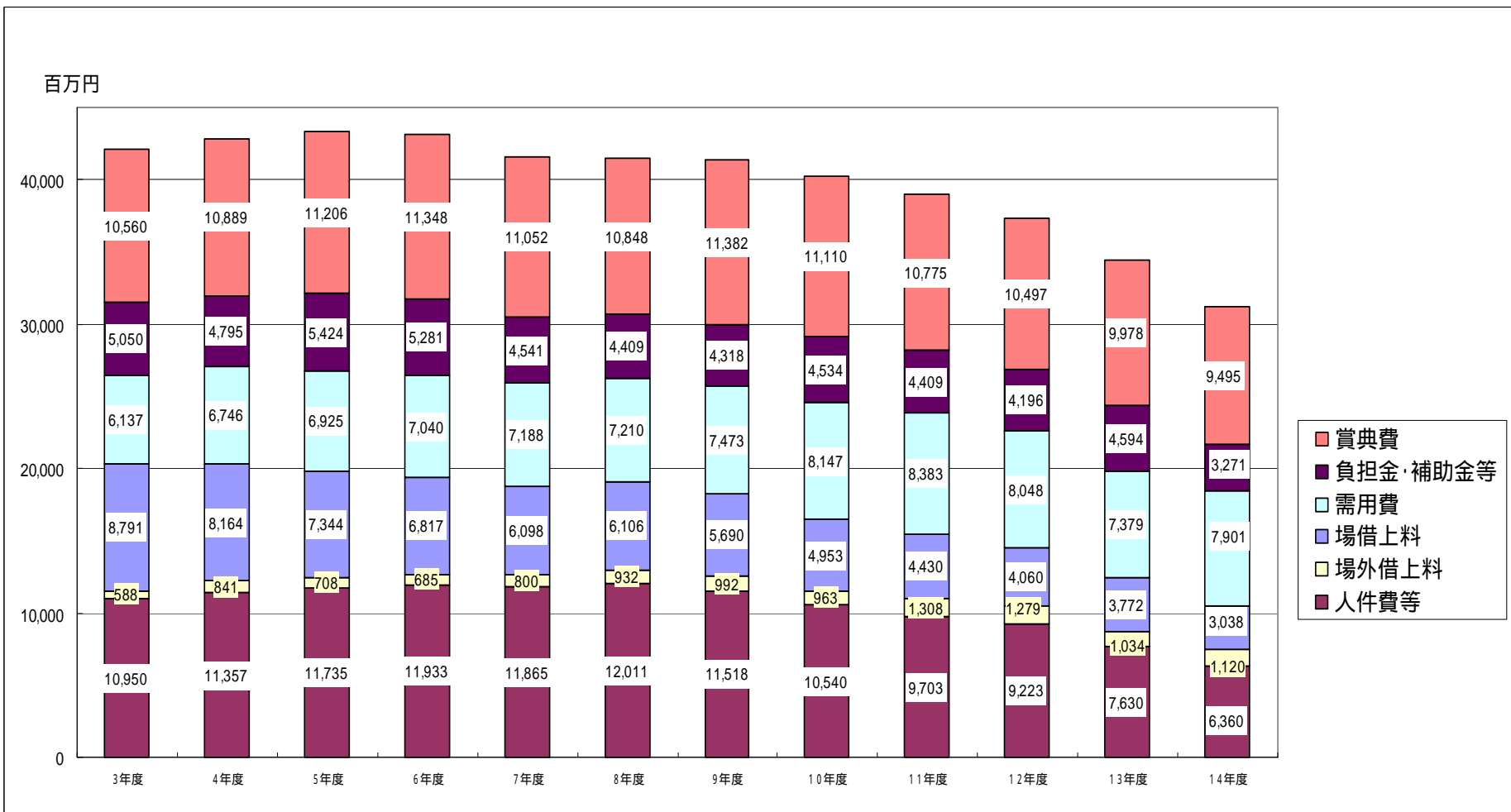
平成14年に「小型自動車競走法」を改正し交付金の引下げも行ったが、売上が当初の予測以上に落ち込む(平成15年度 1271億円)中で、施行者は引き続き厳しい状況にある。

- ・施行者の収支率(平成12年度 1.1% 平成14年度 1.9%)
- ・赤字施行者数(平成12年度 5施行者 平成14年度 5施行者)

オートレース事業の状況の変化を踏まえ、「オートレース再生集中期間における取組について」(平成16年3月産構審車両競技活性化小委員会報告)を新たに策定し、平成17年度までをオートレース再生集中期間として、売上1300億円、収益2%を目指して活性化に取り組む。

これを受けて、施行者の収支の改善等を図るため、平成17年度から、収益性の低い開催の削減による総開催日数の削減(648日 504日)、場外発売の拡大、選手賞金の削減(総額84億円 総額64億円)等の現行制度の抜本的見直しを内容とした「オートレース構造改革」に取り組むこととしている。

## (参考) オートレース開催経費額内訳の推移



## 3 - 3 . 諸外国における公営ギャンブルの実施状況

### 諸外国における公営ギャンブル

#### < 競輪 >

韓国において1994年から実施されているが、その他の国では行われていない。韓国における実施主体は国民体育振興公団(特殊法人)、釜山広域市等。

#### < オートレース >

諸外国においては、オートレースは行われていない。

#### < 競馬 >

アメリカ、イギリス、フランスをはじめ、海外において幅広く行われている。アメリカにおける実施主体は各州政府の競馬委員会が認めた法人、イギリスにおける実施主体は公的団体であるジョッキークラブが免許を与えた法人、フランスにおける実施主体は法律に基づき許可を受けた非営利・会員制の公的団体。

#### < その他 >

競艇が韓国において実施されている。また、ドッグレースがアメリカ、イギリスなどで実施されている。

## 経営改善への取組

我が国以外で唯一競輪を行っている韓国の経営改善のための取り組みは以下のとおり。

### < 韓国 >

- ・競輪場3場に対し、繁華街のショッピングビルの2～3フロアを借り切った大規模な場外車券売場を14か所設置。
- ・場外車券売場の施設の一般開放等を通じた地域への浸透。



## (参考) 競馬における経営改善への取組

### < アメリカ >

- ・施行は州ごとだが、全国規模で統一的・効果的に広報活動等を行うための全国団体を創設。
- ・集客力を高めるため競馬場内にカジノ施設を設置。
- ・ドッグレース場など他のギャンブルの競技場にも競馬の馬券売場を設置。

### < イギリス >

- ・馬券販売の95%を占めるブックメーカー(施行者から独立した場外馬券販売者)から競馬の映像・情報権料を新たに徴収。
- ・売上増加のため賭事税を廃止し、払戻率を3%引き上げ。

### < フランス >

- ・馬券販売の96%を占める場外馬券売場(カフェやガソリンスタンドに設置する発券端末、食事をしつつ馬券を購入できる「レースカフェ」)における販売を拡大。
- ・単勝式及び複勝式の払戻率を4%引き上げ。(引上げ後の払戻率は70%)

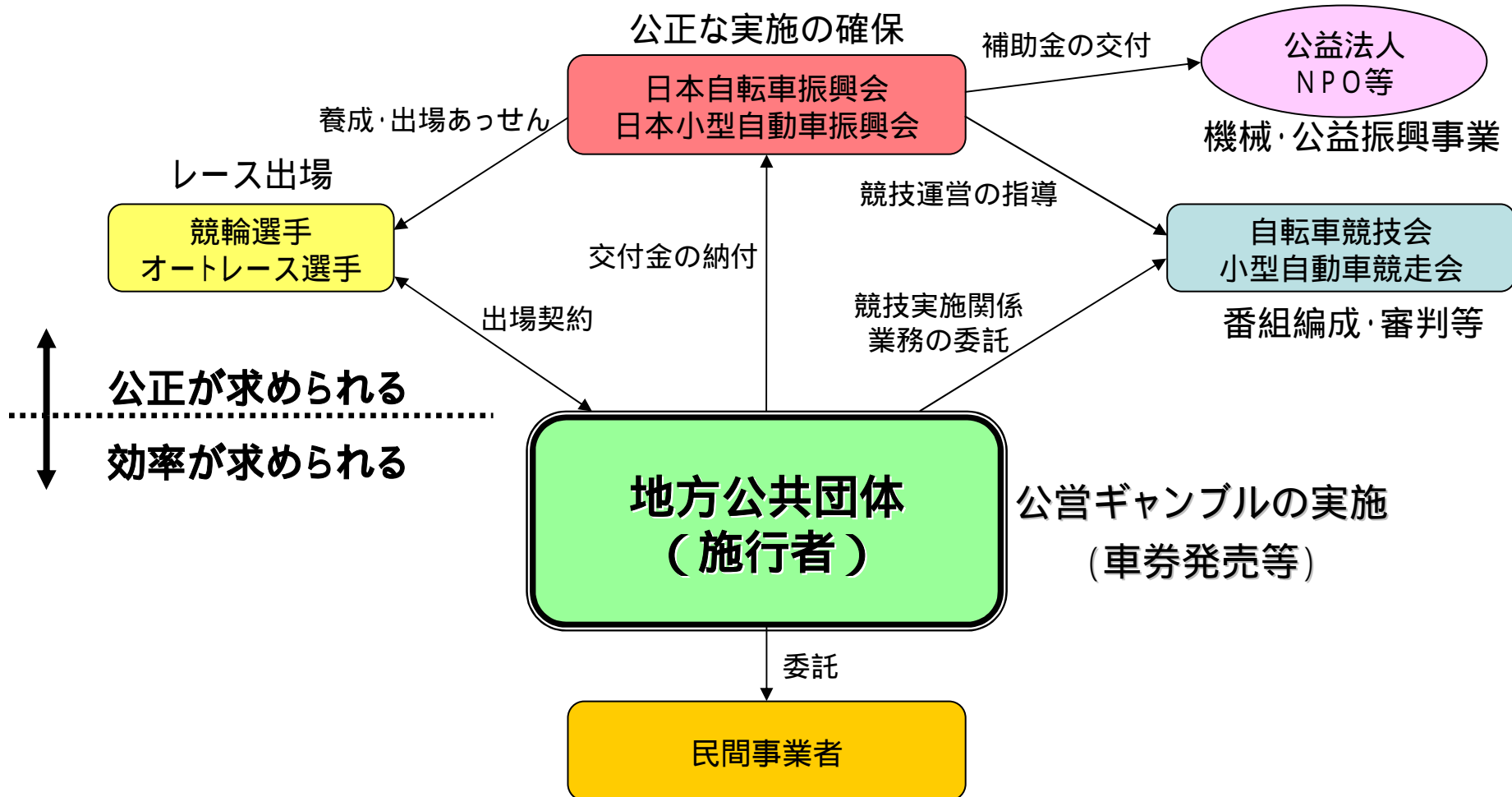
## 我が国の競輪・オートレースにおける海外事例の活用

諸外国における公営ギャンブルの取組を参考に、我が国の競輪・オートレースにおいても、経営改善努力を続けることが必要。

- ・魅力のあるレジャー施設としての競輪場・オートレース場の整備を進める。
- ・引き続き場外車券売場の設置を進めるとともに、他の公営ギャンブルの競技場における競輪・オートレースの車券販売を検討する。
- ・ファンの利便性向上等のため、競輪・オートレースの競技場内への他の公営ギャンブルの売場等の設置を検討する。
- ・競技場や場外車券売場の施設の一般開放等を通じ、地域への一層の浸透を図る。

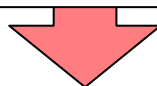
## 4. 競輪・オートレースの実施体制

地方公共団体が施行者として公営ギャンブルを実施し、日本自転車振興会・日本小型自動車振興会は競輪・オートレースの公正な実施を確保するための事業(選手の養成・出場あっせん・運営指導等)及び社会貢献のための補助事業等を行っている。



## 5. 施行業務の効率化

売上が減少し、経営状況が悪化している現状においては、公営ギャンブルの実施主体である地方公共団体は、民間企業への事業委託を含めた効率的な経営を実現することが必要不可欠。



従来から、警備、清掃、映像処理等の個別の業務の民間委託や、人件費の削減等の効率化努力が行われていたが、平成14年3月に自転車競技法及び小型自動車競走法を改正し、開催日時の決定等の業務を除き、民間企業に包括的に業務委託できるようにする制度改正を行ったところ。現在、下記の施行者において包括的に委託が行われているが、民間ノウハウの導入拡大等により競輪事業の効率化を進めることが必要。

### 神奈川県競輪組合(花月園競輪場)

車券発売業務、広報業務、警備業務等について、民間企業も含めた競争入札を行った上で、平成15年度から、包括的に南関東自転車競技会へ委託。

### 岸和田市(岸和田競輪場)

車券発売業務、情報管理業務、映像処理業務等について、平成14年度から、包括的に日本トーター株式会社へ委託。

## 6 - 1 . 日本自転車振興会の概要

### (1) 根拠法令

自転車競技法(昭和23年法律第209号)

### (2) 設立年月日

昭和32年10月1日

### (3) 目的

日本自転車振興会は、競輪の公正かつ円滑な実施を図るとともに、自転車その他の機械に関する事業及び体育事業その他の公益の増進を目的とする事業の振興に資することを目的とする。(自転車競技法第12条)

### (4) 事業内容

選手・審判員・競輪自転車の登録、検車員の認定

自転車競技会への指導

選手のおっせん

選手・審判員・検車員の養成、訓練

自転車その他機械工業に関する振興事業への補助事業

体育事業その他公益の増進を目的とする事業への補助事業 等

## 6 - 2 . 日本小型自動車振興会の概要

### (1) 根拠法令

小型自動車競走法(昭和25年法律第208号)

### (2) 設立年月日

昭和37年10月1日

### (3) 目的

日本小型自動車振興会は、小型自動車競走の公正かつ円滑な実施を図るとともに、小型自動車その他の機械に関する事業及び体育事業その他の公益の増進を目的とする事業の振興に資することを目的とする。(小型自動車競走法第18条)

### (4) 事業内容

選手・審判員の検定・登録及び競走用小型自動車の登録

小型自動車競走会への指導

選手のあっせん

選手、審判員の養成・訓練

小型自動車その他機械工業に関する振興事業への補助事業

体育事業その他公益の増進を目的とする事業への補助事業 等

## 7. 組織の見直しに当たっての論点

競輪・オートレース等の公営競技は、刑法の賭博罪及び富くじ罪の特例として地方公共団体のみに認められた公営ギャンブルであり、日本自転車振興会・日本小型自動車振興会は、事業の実施自体ではなく、競技の公正な実施の確保、地方公共団体・特別認可法人等との間の調整、補助金による振興事業等を行うことがその役割である。

このため、両法人については、公正性、中立性、公益性を確保できる組織形態をとることが必要。

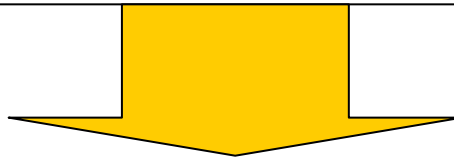
なお、両法人においては、これまでも業務効率化等のための業務内容・組織の見直しを進めているが、組織の一層の簡素化、外部資源の活用(効果的な広報を行うための外注等)も含めた更なる効率化を図ることが必要。

## 8 . 日本自転車振興会と日本小型自動車振興会の統合

両振興会の職員の多くは、競輪・オートレースの選手・審判の養成訓練、選手の出場あっせん等、競技の公正な実施に係る業務に携わるが、両競技は、競技の内容、競技場の形態、選手養成方法、審判方法等が全く異なる。

仮に統合した場合であっても、その効果は限定的。

一方、両競技は、それぞれ別個の施行自治体、選手、関係者により実施されており、全く別種の公営ギャンブルとしてファンの獲得で競合。



両業界が競い合うことで互いに発展を図ることが望まれる



(参考) 日本自転車振興会・日本小型自動車振興会の組織

平成17年2月1日現在

日本自転車振興会	
総務部	22人
企画事業推進部	20人
広報部	16人
業務部	27人
選手指導部	16人
日本競輪学校	21人
機械工業振興部	13人
公益事業部	16人
振興事業監査室	4人
合計	155人

日本小型自動車振興会	
総務部	10人
企画部	13人
業務部	12人
選手養成所	2人
振興部	11人
監査室	1人
合計	49人 (17年3月までに10名 程度削減を検討)

## 9. 補助事業の透明性・効率性の確保

日本自転車振興会、日本小型自動車振興会が  
次年度の「補助方針」を作成(毎年7月)

産業構造審議会車両競  
技分科会に説明し、意見  
を聴取

官報、両振興会会報、  
主要新聞、ホーム  
ページ等における「補  
助方針」の公表

申請者からの補助事業要望書の受け付け。両  
振興会が具体的な補助対象・補助金額等を定  
める「補助事業計画」を作成(毎年3月)

産業構造審議会車両競  
技分科会における審議  
を経て経済産業大臣が  
認可

ホームページにおけ  
る「補助事業計画」の  
公表

両振興会の補助事業評  
価委員会において、第  
三者委員による補助事  
業の実施効果、効率性  
等について事後評価を  
実施

補助事業の実施

ホームページにおけ  
る終了した補助事業  
の内容・成果等の公表

## (参考) 補助事業評価委員会の委員について

### < 日本自転車振興会補助事業評価委員会 >

	氏 名	役 職
委員長	石 井 威 望	東京大学名誉教授
委 員	青 木 純一郎	順天堂大学副学長
委 員	稲 垣 美穂子	女優 劇団『目覚時計』代表
委 員	大 山 永 昭	東京工業大学教授
委 員	木 村 福 成	慶應義塾大学教授
委 員	郡 鳶 孝	同志社大学教授
委 員	栃 本 一三郎	上智大学教授
委 員	藤 村 研 二	株式会社シマノ 広報室取締役部長
委 員	横 田 格	商工組合中央金庫理事

### < 日本小型自動車振興会補助事業評価委員会 >

	氏 名	役 職
委員長	金 子 聰	東京理科大学教授
委 員	森 本 清 一	弁護士
委 員	次 廣 章	スズキ株式会社 二輪・特機営業統括部 二輪営業部長
委 員	吉 田 博 子	NPO法人安心会 理事長
委 員	根 本 嘉 昭	神奈川県立保健福祉大学教授

## 10. 競輪・オートレースの公正な実施

競輪・オートレースの公正な実施については、下記の措置等によりこれまでも万全を尽くしているところ。

- 「選手管理要領」により選手の不公正な行動を防止。
- ・選手管理棟への関係者以外の入場制限
- ・選手管理棟における選手の携帯電話の使用制限
- ・宿舎における面会及び外出の制限 等

全国に23名の専門調査員を配置し、競走に関する不正情報等を収集。

万が一、不正行為が行われた場合には、選手及び不正を働きかけた者は、「自転車競技法」、「小型自動車競走法」に基づき罰せられる。また、選手は「競輪審判員、選手および自転車登録規則」、「小型自動車競走審判員、選手および小型自動車登録規則」により選手登録を削除される。